

## 久留米市公告第92号

令和4年度緊急通報システム業務（警備員派遣方式・固定電話回線未使用方式）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 4年 5月16日

久留米市長 原口 新五

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

令和4年度 緊急通報システム業務（警備員派遣方式・固定電話回線未使用方式）

#### (2) 履行場所

久留米市内

#### (3) 業務内容

別紙「緊急通報システム業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年6月30日まで

ただし、本予算議決後は令和5年3月31日までとする。

#### (5) 予定価格及び入札書比較価格

入札予定価格（業務提供1件につき月額）4,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額400円）

入札書比較価格（業務提供1件につき月額）4,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない）

#### (6) 最低制限価格：無

#### (7) 支払条件

前払金及び部分払いなし

### 2 入札参加資格

入札参加できる者は、入札書の提出締切時点までに、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税

イ アを除く福岡県内 県税

(5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著

しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

#### 1 1 事務局

### 4 仕様書等の配布場所及び配布期間

#### (1) 配布場所

久留米市庁舎6階 長寿支援課窓口及び久留米市（長寿支援課）ホームページ（ダウンロード可）

#### (2) 配布期間

公告の日から令和4年5月26日（木）まで

※窓口での入手の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、8時30分から午17時15分まで。

### 5 入札方法

入札に参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの提出書類は提出しなくてよい。また、エ、オは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

提出書類の提出部数は1部とする。提出書類の様式は、「4 仕様書等の配布場所及び配布期間」に規定している配布場所で入手すること。

#### (1) 提出書類

ア 入札書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認申請書（様式第2号）

ウ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）

エ 登記事項全部証明書（写し可）

オ 納税証明書（写し可）

【国税】国税に未納がない証明（納税証明書その3の3） ※所轄税務署で発行

【県税】福岡県税に未納がない証明（福岡県内に本店・支店等が所在する法人）

※県税事務所で発行

【市税】久留米市税に滞納がない証明（久留米市内に本店・支店等が所在する法人）

※市役所本庁舎、総合支所、市民センターで発行

#### (2) 入札参加資格及び入札参加条件の審査方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う。）

#### (3) 入札方法

## 郵便入札

### (4) 提出期限

令和4年5月26日（木） 17時15分必着

### (5) 提出先（宛先）

11 事務局

### (6) 郵送方法

①内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

②内封筒には、提出書類のうち、ア 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③外封筒には、②の内封筒及び提出書類のイ～カを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名および氏名を記入する。

④一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出期限前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。

(8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(9) 入札回数は、1回とする。

## 6 開札

(1) 日時：令和4年5月27日（金） 11時30分

(2) 場所：久留米市役所 13階 1301中会議室

### (3) 立会

①入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）から抽選により決定し、指名する。指名された者以外の改札場所への入室は認めない。

②開札の立会人は、開札日の前日までに決定し、立会人に電話又はFAXにより通知するものとする。

③上記②の規定により指名された者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係の無い職員を立ち会わせる。

### (4) 落札候補者の決定

①開札後、予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

②予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が2者以上あるときは、「抽選」により落札候補者を決定するものとする。

③落札候補者が「2 入札参加資格」の条件を満たしていると認められた場合、落札候補者を落札者とする。

④当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者の審査を行うものとする。以降、同じ。

### (5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

## 7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

入札保証金は、規則第7条第3号より免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額（業務提供1件につき月額）から個人負担金額（1,100円）を除いた額に利用者数60及び月数6を乗じた金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

## 8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるととき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

## 9 その他入札に関し必要な事項

### (1) 質問の受付期間及び受付場所

①受付期間：公告日から令和4年5月19日（木）17時15分まで

②受付場所：11 事務局

③質問の提出方法：FAXで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④質問に対する回答：令和4年5月23日（月）までにFAXで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

### (2) 契約締結日

落札者は、令和4年6月2日までに契約締結の手続きを行うこと。

## 10 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

1.1 問い合わせ先（事務局）

久留米市健康福祉部長寿支援課相談・支援チーム

（久留米市庁舎6階）

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9038

FAX：0942-36-6845

Eメール：chouju@city.kurume.lg.jp